

令和 4 年 5 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和4年5月12日 午後2時
閉 会 令和4年5月12日 午後3時32分

2 出席委員等

橋本教育長 小畑委員 千委員 安岡委員

藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

村田 指導部理事

石澤 総務企画課長

壺井 管理課長

澤浦 学校教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

4月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第19号議案 令和4年5月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和4年5月府議会臨時会提出見込事案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係の議案2件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

1件目は、令和3年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件である。

資料は、19-6頁の第2表（府債補正）をご覧ください。

教職員の退職手当に係る予算については、その財源の一部に特例的な退職手当債という地方債（府債）を充当しているが、令和4年2月府議会定例会以降において、京都府全体として府債の最終的な発行見通しを得たことから財源振替を行う必要が生じ、地方債を減額するといった内容である。

本件については、緊急を要することから令和4年3月31日に知事による専決処分を行ったことについて、議会の承認を求めるものである。

2件目は、損害賠償請求控訴事件に係る上告の専決処分について承認を求める件である。

資料は、19-7頁及び別添イメージ図をご覧ください。

公務災害の認定に伴う給与の取扱いに係る損害賠償請求訴訟において、令和4年4月15日に大阪高等裁判所で判決の言渡しがあり、同判決を不服として最高裁判所へ上告する必要があるが生じたが、本件についても特に緊急を要するため、令和4年4月26日に知事による専決処分を行ったことについて、議会の承認を求めるものである。

本件損害賠償請求に係る公務災害認定に伴う追給について、イメージ図により経過を説明する。

まず、本件原告職員が病気休暇を取得し、180日間は月例給与が100%支給されている。その後、180日を過ぎると病気休職となり、同給与は2割カットの80%支給となり、更にそれから1年を経過すれば、給与は支給されないことが条例で定められており、こういった事務処理を行った。

その後、職員は復職したことから、同給与は100%支給となった。

一方、職員は、休職期間の途中から公務災害認定の請求を行い、その結果、病気休暇の期間まで遡って公務災害として認定された。

公務災害が遡って認められたことにより、給与支給を80%又は0%に制限し

たことについて、認定された段階で遡って給与の追給を行った。

ところが、当該職員は、「本来支給されるべき給与が支給されるべき時期に支払われていない」ということで、その遅延期間部分についての損害賠償請求を行ったものが、本件訴訟のケースである。

この間、本件訴訟については、京都地方裁判所での第一審においては、京都府勝訴の判決が出された。

原告は同判決を不服として控訴し、大阪高等裁判所での第二審が行われていたが、本年4月に京都府敗訴の判決が出されたことから、同判決を不服として最高裁判所へ上告する必要があるものである。

本来であれば、府が訴えを提起する場合は事前に議会で承認を得る必要があるものであるが、上告期限までに府議会が開催されないことから、地方自治法の規定に基づき、知事の専決処分により手続を行ったため、事後的に議会の承認を得るための議案を提出するものである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

公務災害認定後、給与の支給制限の部分について、遡って給与の追給が行われ、職員はその遅延についての損害賠償請求を行ったものであるが、そのことで何が不足しているとして訴訟を行ったのか。

○ 石澤総務企画課長

公務災害認定の段階で遡って給与を追給したが、その時点で追給したという行為に対し、追給したものが給与という性質のものであれば、給与は本来、条例上は毎月16日支給とされており、本来給与が支給されるべき時期に支払われなかったことに対し、その時期から換算した遅延利息を請求されているものである。

○ 大路管理部長

本来の支給時期から遅延しているというのが原告の主張である。条例上、遅延利息は規定されていないが、制度自体の在り方に疑義を呈されているものである。

○ 石澤総務企画課長

本件遅延利息の率は、当時の民法上の既定により年5%である。

イ 令和3年度京都府教育委員会の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

【石澤総務企画課長の報告】

○ まず、情報公開制度の運用状況から報告する。

令和3年度においては、請求者数は501人、請求件数は1,800件で、前年度と比べ、請求者で69人の増、請求件数は264件の増となっている。

決定内容の内訳は、全部公開が1,718件、部分公開が68件、非公開が0件、不存在等が13件、また、請求者が請求を取り下げたものが1件であった。

請求件数1,800件の内訳については、学校の施設等の工事設計の公開請求が全体の92%を占め、残りは全国学力テスト、教員採用選考試験等に関するものである。

次に、個人情報保護制度の運用状況について報告する。

令和3年度においては、請求者数は89人、請求件数は294件で、前年度と比べ、請求者数で42人の増、請求件数で121件の増となっている。

決定内容の内訳は、全部開示が122件、一部開示が151件、不開示が1件、不存在等が17件、また、請求者が請求を取り下げたものが3件であった。

請求件数294件の内訳については、約68%が教員の採用選考試験の結果に関する内容で、受験者自身の答案用紙の開示を求めるものであった。残りは、子どもが中学校時代の教員から受けた処遇に不満を持った保護者からの請求等であり、保護者と府教委との対応の結果に関するものであった。

【質疑応答】

○ 安岡委員

令和3年度及び同2年度はコロナ禍にあったが、これ以前と比べ、コロナ禍においては件数等に変化があったのか。

○ 石澤総務企画課長

請求件数等の推移を見れば、コロナ禍において増えたという傾向はない。

情報公開制度では、令和元年度に2,225件と件数が多かったが、例年1,500件から1,800件の間で推移している。

個人情報保護制度においても、コロナ禍で増えたという傾向はないが、令和3年度の請求件数294件が過去最多の件数であり、令和2年度は173件、令和元年度は121件であり、100件を超える開示請求はこれまでからあった。

○ 安岡委員

請求件数は請求者数の約3倍の数字であるが、一人が数件の請求を行っているということか。

○ 石澤総務企画課長

一人が同時に複数の請求を行う場合のほか、公開された内容について、更にその詳細について公開請求する場合があることから、こうした件数となっている。

○ 藤本委員

情報公開制度では、学校の施設等の工事設計の公開請求が全体の92%を占めているとの報告であるが、こういった目的で請求されるケースが多いのか。

○ 石澤総務企画課長

工事の関係では、府立学校における工事の入札後、その工事に係る実際の金額が入ったいわゆる設計内訳書といったものの公開請求が一番多く、工事を行うに当たって行政が積算している金額の詳細についての公開請求がなされているケースが多い。

ただし、入札実施前の予定価格については、この設計内訳書の金額と同額ではなく、あくまで標準的な積算を行政がどのようにしているのかを知ることが請求の目的となっている状況である。

ウ 京都府立向日が丘支援学校校舎等改築について

【壺井管理課長の報告】

○ 向日が丘支援学校の校舎改築に関わる設計業務について報告する。

報告内容は2点で、現敷地の校舎改築実施設計と仮移転先の済生会京都府病院の改修実施設計であり、どちらの設計も令和4年3月末に完了している。

まず、1点目の現敷地の校舎改築工事の設計について報告する。

受注者は、株式会社内藤建築事務所、契約期間は令和2年7月7日から令和4年3月31日、契約金額は1億9,299万8,300円、校舎概要は延べ面積1万3千184.2㎡、3階建ての鉄筋コンクリート造である。各階の平面計画については、後ほど図面を用いて説明する。

委託内容は、基本設計及び実施設計であり、基本設計については、建築物のコンセプトの取りまとめやおおまかな設計等であるが、昨年3月10日の定例教育委員会で報告した基本設計をベースに、実際に工事をするための詳細な実施設計となったものが、今回報告する内容である。

それでは、図面を用いて説明する。

まず、右下に「仮-013」「1」と書かれた配置図をご覧ください。

赤線で囲んだ部分が学校敷地で、右の中央から下にかけて隣接している白抜きの部分が、長岡京市が計画する共生型福祉施設の敷地である。共生型福祉施設敷地の図面上側に共生型福祉施設との共有ゾーンとしてみんなの広場を配置し、共生型福祉施設との連携や地域交流に活用できる空間としている。また、送迎車待機スペースも平坦なオープンスペースであるため、みんなの広場と一体的に活用することも可能と考えている。図面の中心、グラウンドのトラックの上が校舎であり、鉄筋コンクリート造の2階建てを基調とした一部3階建ての低層の建物である。1フロアが大きいために吹き抜けの中庭を3箇所配置し、採光や通風を確保する計画となっている。

次に、右下に「2」と書かれた1階の平面図をご覧ください。

各階の共通事項として、廊下等の共用部分を除いて全室空調完備となっている。図面の右上がバスターミナル、その右下が生徒入口で、昇降口・玄関ホールである。玄関ホールから下にある廊下（まなびモール）を下がり、図書室・文化交流室の角を図面に向かって左に行けば、学校の中心部分にランチルームが小学部の中庭に接して配置している。

ランチルームを中心に左下が小学部、左上が中学部、右上が高等部であり、それぞれの学部を中心に中庭を設け、その中庭を囲むように教室やプレイルームを配置している。図面の左上は、ことば・自立・からだといった障害種別に合わせた学習室、図面の右下が就労関係の実習室群であるソーシャルプラザ、中央下が体育館となっており、図面中央上には調理室、配膳室等の給食施設を配置している。

次に、右下に「3」と書かれた2階の平面図をご覧ください。

2階にはフロアの中心のランチルーム吹き抜けに接する部分に、ICT環境のためのメディアセンターを配置している。中庭を囲む教室の配置は、1階の小学部、中学部、高等部の配置と同じである。また、図面の左上が美術、家庭科、音楽といった特別教室、図面の右側が150名程度収容できる職員室となっている。

次に、右下に「4」と書かれた3階の平面図をご覧ください。

3階には図面の左に屋外プールと水治療用室内温水プールを配置し、図面の右に実社会での生活をシミュレーションできる生活実習室を集約して配置している。この生活実習室のうち、集団型生活実習室には天井走行リフト、車い

す対応可能な浴室を設置している。図面の中央部分は2階部分の屋上となるが、この部分に設備機器類とともに、10キロワットの太陽光発電システムを設置している。

ここからは、外観・内観のイメージ図である。

図面「5」は学校への進入路部分を前面府道から臨んだパースである。景觀に配慮して、屋根は勾配屋根としている。

図面「6」は前面の府道を東に少し移動し、学校を臨んだパースである。低層の建物であるため、後方の山並みに溶け込むような景觀となっている。

図面「7」は前面の府道を西に少し移動し、学校を臨んだパースである。

図面「8」は学校全体を敷地の南東から北西に向かって臨んだ鳥瞰図であり、手前にみんなの広場と送迎車待機スペースがある。一番奥の屋上にあるのが屋外プールである。

図面「9」は生徒の昇降口で、地球温暖化防止に配慮し、内装には木材を多く使用している。

次に、「10」は体育館の内部である。体育館は、地域障害者スポーツの拠点となるよう、車いすバスケットボールが実施可能な面積と床の強度を確保しており、空調も整備する。

図面「11」は小学部の1階中庭で、この中庭を取り囲むように教室とプレイルームを配置している。また、中央にある円形に張り出した部分がランチルームである。

図面「12」はソーシャルギャラリーから、廊下（まなびモール）を見た風景である。まなびモールの廊下幅は約5mと大きく取っている。

最後に、図面「13」は、3階に設置する生活実習室の間取り図であり、図面の下側が廊下で、窪んだ部分が玄関である。玄関に入って、左側がトイレ、右側が浴室であり、いずれも車いすに対応している。奥に進むとLDK（リビング・ダイニング・キッチン）、その右側が和室となっている。LDKと和室の間の建具を開放すると、LDKと和室が一体的に利用できる計画となっている。

以上の実施設計の内容については、最終実施設計案として、令和4年3月16日に教職員へ、同年3月25日に保護者へ説明済みである。

続いて、2点目の工事期間中の仮移転先である済生会京都府病院の改修実施設計について報告する。

受注者は株式会社丹生（たんせい）建築事務所、契約期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日、契約金額は約1,600万円であり、設計概要としては、基本的に現在の向日が丘支援学校の部屋数、面積を満たすよう設計している。

配置・平面図案により説明する。

1枚目の図面「1」は配置図である。

済生会京都府病院は長岡京市今里に位置し、向日が丘支援学校から南に1.9キロ、車で5分の位置にある。建物は鉄筋コンクリート造の地上7階・地下1階、延べ1万6,901㎡であり、向日が丘支援学校の現在の建物延床面積である7,058㎡の約2.4倍の面積を有する。また、敷地については配置図の中央に建物があり、向かって右に普通車の駐車場、向かって左にスクールバスの駐車場を設けることができる敷地の広さがある。敷地面積は約1万㎡である。玄関は図面の建物左上に既存のものがあり、そのまま利用する。

図面「2」は玄関である。

図面中央の大型門扉の下側の四角部分が風除室で、図面上下に自動ドアがある。大型門扉は、児童生徒の飛び出し防止のための施設である。

図面「3」からは1階の平面図である。

教職員や保護者の方から意見を伺い、図中の黄色部分は、当初の配置案に追加した部屋、薄緑部分は当初配置案から位置を変更した部屋、水色部分は設備系の機械室やパイプスペース等である。病院の建物面積が広いため、斜線部分は使用しないエリアであり、当該部分は壁を設けるか扉を締め切る等、物理的に封鎖する。各フロア共通事項として、現状のトイレはそのまま使用せず、器具の取替や回収を行う。また、空調は廊下等の共用部分を除いて全室空調完備である。

次に、フロア毎の主な部屋の配置であるが、まず、1階は、重度重複児童生徒用の6教室と、保健室、校長室、事務室の管理諸室を配置する。また、図面の右下にある喫茶コーナーは既存の施設を残し、生徒の実習用に活用する予定である。

図面「4」のとおり、2階には中央の廊下部分を改良したプレイルーム、美術室や木金工室、窯業室等の実習室、外部の方も利用する地域支援センターを設置している。

図面「5」のとおり、3階は主に小学部のフロアとし、8教室と個別学習室3室、職員室、プレイルーム、音楽室を設置している。

図面「6」のとおり、4階は主に中学部のフロアとし、10教室と個別学習室4室、職員室、図書室を設置している。

図面「7」のとおり、5階は主に高等部のフロアとし、10教室と個別学習室4室、職員室、コンピュータールームを設置している。

図面「8」のとおり、6階には生活学習室、理科室、家庭科室、調理実習室といった特別教室を配置している。

最後に、図面「9」のとおり、地下には厨房等の給食施設を配置している。

以上の済生会京都府病院の改修実施設計の内容については、最終実施設計案として、令和4年2月16日に教職員へ、同年3月8日に保護者へ説明済みである。

今後の予定については、令和4年度は既存校舎の解体設計と済生会病院が移転後に仮設校舎の改修工事を行い、令和5年度は仮設校舎の改修工事を継続して行い、工事完了後の2学期に学校を移転する。移転完了後は既存校舎の解体工事に着手し、解体工事が完了した部分から順に埋蔵文化財調査を行う。

令和6年度は、引き続き解体工事と埋蔵文化財調査を実施する。新校舎の改築工事については令和6年度中に工事請負契約を締結し、令和7、8年度に改築工事を行い、新校舎完成後の令和9年度に仮設校舎から新校舎に移転する予定である。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

保護者から何か意見はあったのか。

○ 壺井管理課長

実際に工事を行う上で意見が出た際は、その都度対応を検討する。

○ 小畑委員

生活実習室の間取りは車いすに乗る人からすると理想的なものであり、現実
に居住する住宅ではあまり見られないのではないかと。現実的な制約がある間取
りの中でどのように暮らすかを学ぶ方がよいのではないかと。

○ 壺井管理課長

マンションタイプ・世帯用向けの手厚い仕様の間取りを例示している。ワン
ルームタイプの仕様は民間の住宅と類似した仕様になっている。

○ 山田特別支援教育課長

理想的な間取りではあるが、まずは日常的な生活を送る力をつけるための学
習を想定した施設である。

○ 橋本教育長

車いすを使用する児童生徒もいるため、実習を行うための最低限の施設とし
ている。マンションタイプは比較的障害が軽度の児童生徒を想定している。

○ 小畑委員

浴室は現実でも図面のような仕様になっているのか。

○ 橋本教育長

介護を要する高齢者が使用する浴室では一般的である。

○ 小畑委員

障害のある方のいる家庭では概ね同様のレイアウトになっているのか。

○ 壺井管理課長

学校に通う児童生徒が学習する施設としては必要な仕様である。民間で同等
の整備をする施設は少ないが、高齢者等がいる家庭では住宅を改修しているこ
となどを踏まえて設計している。

○ 鈴鹿委員

仮設校舎については、グラウンドがない上、駐車スペースに大きく面積が割
かれているが、児童生徒が外でストレスを発散する場所や菜園実習のスペース
が少ないことは問題とならないのか。仮設校舎で学校生活のほとんどを過ごし
て卒業する児童生徒もいることになるが、フォローできるのか。保護者の立場
に立つと、仮設校舎のイメージ図もあった方がよいのではないかと。

○ 壺井管理課長

パースの準備は困難であるが、内容については丁寧に説明していきたい。プ
レイルームはあるものの広さには制約があるため、近隣の体育館や運動場を使
用できないか、長岡京市と協議を行っていく予定である。

○ 藤本委員

長期の仮設校舎生活においては、運動面や畑仕事等も考慮して近隣での調整
を具体的に進めていただきたいことに加え、これまでより上下階の移動が多く
なるため、安全面や緊急時も含め、教職員の負担軽減も併せた対応の見込みを
検討すべきである。また、生活実習室についても、卒業後の自立に向けては大
切な学習機能であり、仮設校舎でのサポートも工夫が必要と考えるがどうか。

○ 壺井管理課長

上下方向の移動については、元は病院であるためエレベーターを有効に活用
したい。また、施設の両サイドにある避難経路も活用する予定である。生活実
習室については仮設校舎にも設置予定であり、制約がある中でもしっかりと学習
できる施設としたい。

○ 安岡委員

せっかく新築するなら日本一の特別支援学校を作る意気込みで建設してもらいたい。実際に使う児童生徒、保護者、教職員が動きやすいようにする目線が大切であるが、仮設校舎は閉鎖空間が多くなるため、そこに児童生徒が紛れ込まないように施設を工夫していただきたい。

仮設校舎の契約金額はいくらなのか。

財政的には厳しいと思うが、危機管理としては投資を惜しまないようお願いする。

○ 壺井管理課長

設計委託料としては約1,600万円である。

エ 令和4年3月府立高等学校卒業者の進路状況について

【村田指導部理事の報告】

○ まず、資料1枚目の令和4年3月府立高等学校全日制卒業者の大学入試合格状況をご覧ください。

合格者延べ数は国公立大学では減少し、私立大学では増加した。卒業者に対する合格者実数の割合についても、同様に国公立大学では減少し、私立大学では増加した。

卒業者数が昨年度から251名減少した中、具体的には、概要(1)、(2)に示したとおり、国公立大学の合格者延べ数は1,180人で、昨年度より120人の減少となった。卒業者数に対する国公立大学合格者実数の割合も11.9%と、昨年度より0.9ポイント減少した。

また、概要(3)、(4)に示したとおり、私立大学の合格者延べ数は13,900人で、大幅な増加となった昨年度より27名増加した。卒業者に対する私立大学合格者実数の割合は59.7%で、こちらも昨年度より0.7ポイントの増加し、過去最高となった。

「1 合格者数の推移」に過去3年分の推移と平成元年度からの国公立大学合格者延べ数の推移を棒グラフで示している。

「2 大学別状況(延べ数)」は主な大学の合格者延べ数を示し、(1)では国公立大学について示しているが、現役生の東京大学、京都大学、大阪大学の合格者数は昨年度より増加し、その他の大学では減少した。(2)の私立大学においては、近畿圏各大学の合格者数の増減に差が出ているが、2年前からは近畿圏では増加した。

資料2枚目に、より詳細なデータを掲載している。

なお、「4 大学別合格者数」の右側の表の上段、大阪府立大学と大阪市立大学については、統合によりまとめた表記としている。

次に、資料3枚目の府立高等学校卒業者の就職内定状況については、令和4年1月末現在の京都府の有効求人倍率が4年連続3倍を超え、府立高校生の全日制・定時制合計の就職内定率は、前年より0.7ポイント増加して98.5%となり、平成25年度以降高い水準を維持している。昨年度も新型コロナウイルス感染症の雇用情勢への影響を懸念していたが、良好な状況を継続できたと考えている。

概要については、令和3年度は卒業者に占める就職希望者の割合が過去2年

と比べて減少した。内定者は983人、未内定者は15人である。未内定者が前年度より9人減少した。このことは、製造業関連の内定が増えたこと、公務員志望の未内定者が前年度より7名減となっていることが、就職未内定者の減少につながったと考えられる。未内定のまま卒業した生徒については、6月末までは学校紹介が可能であるため、ハローワーク等とも連携をとりながら、内定に向けての指導を継続する。

資料4枚目に、より詳細なデータを掲載している。

本年度についても、雇用情勢への新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるが、各種団体と連携を図りながら、内定が実現するよう支援に努める。

【質疑応答】

○ 藤本委員

国公立大学の合格者数が減少し、私立大学の合格者数が増加した要因について、どのように分析しているのか。また、京都府立大学の合格者数が大きく減少した理由は分かっているのか。

○ 村田指導部理事

昨年度と同様、近畿圏は私立大学の定員が集中している地域であることのほか、おそらく新型コロナウイルスの影響により、府から遠方への進学又は府への遠方からの出願が減少している傾向が継続していると考えられる。また、大学入学共通テストが難化したことから、国公立大学へチャレンジする生徒数は横ばいとなり、私立大学は近畿圏で出願が増加していることが要因と考えられる。

京都府立大学については、公立大学への出願が全国的に減少傾向にはあるが、明確な要因は分かっていない。

○ 小畑委員

高校生は就職して3年以内に離職することが課題となっているが、新型コロナウイルスの影響で傾向は高まると思われる。京都府でもジョブパーク等を活用した仕組みでフォローを図っているが、就職に当たり心配される生徒は学校の教員が最も把握しているはずであり、もっと積極的に関与し、支えていくことが必要ではないか。

○ 村田指導部理事

大きな問題であるとは認識しているが、学校で離職者の状況を把握することは困難であり、仕組みの活用については努力していきたい。

○ 小畑委員

離職した生徒をフォローしても遅く、離職する兆候を持つ生徒のフォローが重要である。学校の教員は生徒のことをしっかり把握しているはずであり、予め離職する前に対策を講じるべきである。

○ 橋本教育長

職業学科等で一部可能な場合はあるものの、教員は目の前の生徒に追われている中、対応するのは実際には困難と思われる。生徒が学校との関わりから逃げるケースも多い。

(4) 議決事項

ア 第20号議案 京都府いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

イ 第21号議案 令和4年度京都府公立学校教職員表彰及び京都府教育委員会事務局職員表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項ア、イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告